

## 印西市食品ロス削減協力店登録制度実施要領

### 1 目的

本来、食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（以下「食品ロス」という。）を削減するための取組を実践する事業者を、印西市食品ロス削減協力店として登録するとともに、広く市民等へ周知することにより、食品ロスの削減に向けた意識啓発を図る。

### 2 対象事業者

印西市内で営業する飲食店、食料品を扱う小売店等（以下、「事業者」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する店舗は、登録の対象としない。

### 3 登録の要件

市は、次の取組項目のうち、1つ以上を実践する事業者を、印西市食品ロス削減協力店として登録する。

- (1) 小盛りメニューやハーフサイズメニュー等の導入
- (2) 持ち帰り希望者への対応（持ち帰り可能な食品に限る）
- (3) 食べ残しを減らすための呼びかけ、ポスター掲示等の啓発活動の実施
- (4) 量り売り、ばら売り、小容量販売等の導入
- (5) 賞味期限及び消費期限が間近な食料品の割引販売
- (6) 食材使いきりレシピ等の紹介
- (7) フードバンク活動への協力
- (8) 賞味期限や消費期限表示、てまえどりに関する啓発活動の実施
- (9) その他、食品ロスの削減へつながる取組として市が認めるもの

### 4 登録手続等

- (1) 印西市食品ロス削減協力店登録制度への参加を希望する事業者は、印西市食品ロス削減協力店登録申込書（様式1）を市に提出するものとする。
- (2) 事業者は、登録手続き完了後、市から交付されるステッカー等を店舗入り口等に貼ることができる。

### 5 登録事業者の内容変更・解除

- (1) 登録事業者は、その登録の内容に変更を生じたときは、印西市食品ロス削減協力店

登録内容変更届（様式2）を市に提出するものとする。

(2) 登録事業者の取組が要件を満たさなくなったときや施設を廃止するときなど、登録を取りやめる場合は、印西市食品ロス削減協力店登録抹消届（様式3）を市に提出するものとする。

(3) 登録事業者に以下の要件が満たされた場合、市は登録を抹消することができる。なお、登録を抹消された事業者は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

ア 印西市食品ロス削減協力店として登録された後に、当該登録内容が事実と相違することが判明した場合

イ 当該事業者又は関係者に公序良俗に反する活動に従事し、若しくは当該活動を行う団体に所属する者が含まれていた場合

## 6 実施結果の報告

市は必要に応じ、登録事業者の各店舗における取組状況等について調査を行い、登録事業者は、市の行う調査に協力するものとする。

## 7 市の役割

市は、印西市食品ロス削減協力店の情報について、市のホームページなど、様々な媒体を通じて広く市民に情報を提供し、登録事業者の取組が円滑に実施されるよう努める。

### 附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。





